

関係各位

政府補償制度

私はイギリスの政府補償制度（GIS）についてここでお知らせしたいと思います。

GIS は、イギリスの公共展示会への貸し出しの際に、イギリス政府が保証する保険を所有者に提供します。この制度は、議会法によって 1980 年に導入されました。これは、公共の利益のために美術館、ギャラリー、図書館、ナショナルトラスト、およびイギリスの他の同様の施設、機関に対して貸与した物品の損失または損害のリスクを、文化大臣（イギリス政府の代表として）が引き受けるための法的根拠を提供します。**GIS は、イギリス内の展示会への貸し手に対して、万が一損失や損害が発生してもイギリス政府がその費用を負担する絶対的保証を提供しています。**

商業保険会社によって通常カバーされるリスクの大部分を、「釘から釘（nail to nail）」のすべての期間を無料でカバーすることによって、GIS は導入以来イギリスで可能な限り最も広い聴衆にすばらしい芸術をもたらすことを可能にしました。

GIS を貸出の補償手段として導入することに懸念があることは分かります。GIS の範囲と利点を説明し、共通の懸念のいくつかに対処するこのレターを読んでいただき、あなたがこの制度をうまく利用した何千人もの貸し手に加わるきっかけになるよう願います。

多くの国がそのような制度を採用していますが、イギリスのように包括的なものを提供することはほとんどありません。実用面では、GIS はイギリスの国家安全保障問題担当顧問とその顧問団が監督する厳格で定期的な検査計画によって支えられています。これにより、文化財の借用および貸与の各段階において、関係者全員による最高水準のメンテナンスが確実にになります。

GIS は、テロリズム、暴動、騒乱、海賊行為およびハイジャックによる対象物へのリスクを含む、商業保険会社によって通常カバーされるほとんどのリスクをカバーします。GIS は、所有者、その使用人、または代理人の過失に起因する損失または損害については、いずれも補償しません。美術館やギャラリーが、紛争地帯内またはその近くにある文化財の貸与や借用に従事すること

が想定できないため、戦争リスクも含まれません。しかし、イギリス政府は、そうすべき説得力ある議論がある場合には、これらの除外を放棄する要求を検討するでしょう。

貸し手は、請求が発生した場合に請求を解決するプロセスが困難で長引くこと、または潜在的な請求の数について懸念があるかもしれません。反対に、GIS は優れた実績を持っています。過去 10 年間で発生した請求はごく少数で大部分はマイナーなものです。制度全体で一度に補償される対象物の合計金額が 150 億ポンドにも達することを考えると、これは特に印象的です。全損失は 1 つの対象物だけでした：他はすべて損害に対するもので、所有者との処理に関する合意の後、任命された管理者または貸出先の博物館またはギャラリーに属する専門家によって修理されました。これらの請求はすべて迅速に解決され、被った損失の範囲についての全当事者による最終合意からわずか数日以内に支払われます。

GIS は、この業務専門の業界で使われる損失査定人を使用して請求について助言します。所有者はまた自分たちで専門家を任命し（自らのまたは借り手の費用で）、GIS 専門家による評価に出席し、所有者の利益を代表し、所有者に助言を与えて指定された制度側の専門家と損害および修理方法に関する問題について議論することもできます。

GIS は、対象物の紛失または損害を補償するためのイギリス政府から所有者への約束です。借用機関が遵守しなければならない特定の条件（例えば、セキュリティ条件）が遵守されていない場合でも、その約束は有効な請求に対して履行されます。このような場合、請求が合意された後、GIS は可能な限り早く所有者に支払いを行い、借用先機関に対する追及はイギリス政府により別途行われます。

イギリス政府は GIS とその模範的な実績を誇りに思っています。文化財へのアクセスを増やすことに加えて、この制度は、公共の助成金や個人の寄付に大きく依存している美術館やギャラリーを、不要な商業保険料の支払いから保護します。この件に関して私達を支持し、あなたの寛大な貸与に対する GIS の補償を受け入れていただけると幸いです。

GIS についてさらに質問がある場合は、Carol Warner にご連絡ください。芸術協議会の GIS のマネージャー[メール：government.indemnityscheme@artscouncil.org.uk].

敬具、

Helen Whitehouse

A handwritten signature in black ink, appearing to read "Whitcomb".

博物館および文化財副所長
デジタル・文化・メディア・スポーツ省

25 April, 2019